

令和6年和泉市議会第3回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第54号	和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第60号	和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 6
議案第61号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 10
議案第62号	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 13

議案第 54 号

和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 10 月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する企業からの寄附を活用できるよう企業版ふるさと納税制度を導入するとともに、個人等からの寄附金に係る返礼品等の経費について、一般財源から確保する負担を軽減するため、当該寄附金を財源として充てられるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正）

第1条 和泉市ふるさと元気寄附条例（平成20年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、和泉市を愛し、応援しようとする個人又は<u>法人</u> <u>その他の</u>団体から集められた寄附金等を財源として、各種事業を実施することにより、活力に満ちた元気なまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>（事業の区分）</p> <p>第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>（1）次のいずれかに掲げる事業（次号から<u>第5号</u>までに掲げるものを除く。）</p> <p>ア～オ 略</p> <p>（2）～（4）略</p> <p><u>（5）企業版ふるさと納税活用事業（地域再生法（平成17年法律第</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、和泉市を愛し、応援しようとする個人又は団体から集められた寄附金等を財源として、各種事業を実施することにより、活力に満ちた元気なまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>（事業の区分）</p> <p>第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>（1）次のいずれかに掲げる事業（次号から<u>第4号</u>までに掲げるものを除く。）</p> <p>ア～オ 略</p> <p>（2）～（4）略</p>

新	旧
<p><u>24号) 第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)</u> (寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1) 前条第1号及び<u>第5号</u>の事業 和泉市ふるさと元気基金条例(平成20年和泉市条例第25号)の規定に基づく和泉市ふるさと元気基金</p> <p>(2)～(4)略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、<u>前条各号の事業の財源又は当該寄附金に係る経費</u>に充てることができる。</p>	<p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1) 前条第1号の事業 和泉市ふるさと元気基金条例(平成20年和泉市条例第25号)の規定に基づく和泉市ふるさと元気基金</p> <p>(2)～(4)略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、<u>第2条各号の事業の財源</u>に充てることができる。</p>

(和泉市ふるさと元気基金条例の一部改正)

第2条 和泉市ふるさと元気基金条例(平成20年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。</p>

新	旧
<p>(1) 寄附条例第2条第1号又は第5号の事業に係る指定寄附金 (2)、(3)略 (処分)</p> <p>第6条 基金は、寄附条例第1条の目的を達成するため、寄附条例第2条第1号又は第5号の事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。</p>	<p>(1) 寄附条例第2条第1号の事業に係る指定寄附金 (2)、(3)略 (処分)</p> <p>第6条 基金は、寄附条例第1条の目的を達成するため、寄附条例第2条第1号の事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 10 月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正により、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたことに伴う規定の改正を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年和泉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

新	旧				
<p><u>援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u> によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げるもののうちから2人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u></p>	<p>(1) ～ (3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u></p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 1369 633 1417">担当する区域における第1</td> <td data-bbox="633 1369 1113 1417">人員配置基準</td> </tr> </table>	担当する区域における第1	人員配置基準	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 1369 1565 1417">担当する区域における第1</td> <td data-bbox="1565 1369 2033 1417">人員配置基準</td> </tr> </table>	担当する区域における第1	人員配置基準
担当する区域における第1	人員配置基準				
担当する区域における第1	人員配置基準				

新		旧	
号被保険者の数		号被保険者の数	
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 10 月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、被保険者証が廃止されることに伴う規定の改正を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(徴収猶予)</p> <p>第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u> 以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 略</p> <p>第30条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 略</p> <p>第30条 本市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに</p>

新	旧
	<p><u>じない場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科す<u>ことができる</u>。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例第25条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 62 号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 10 月 1 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、横山小学校及び南横山小学校並びに槇尾中学校を新設校に統合する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例（昭和39年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>第1条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <p>和泉市立国府小学校 和泉市府中町二丁目5番20号                      (中略)</p> <p>同 北松尾小学校 同 唐国町三丁目3番19号</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>第2条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。</p> <p>和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町一丁目2番1号                      (中略)</p> <p>同 光明台中学校 同 光明台一丁目28番1号</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>第3条 和泉市立義務教育学校を次のとおり設置する。</p>	<p>第1条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <p>和泉市立国府小学校 和泉市府中町二丁目5番20号                      (中略)</p> <p>同 北松尾小学校 同 唐国町三丁目3番19号  <u>同 横山小学校 同 北田中町183番地</u>  <u>同 南横山小学校 同 父鬼町1506番地</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>第2条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。</p> <p>和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町一丁目2番1号                      (中略)</p> <p>同 光明台中学校 同 光明台一丁目28番1号  <u>同 槇尾中学校 同 仏並町198番地</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>第3条 和泉市立義務教育学校を次のとおり設置する。</p>

新	旧
和泉市立南松尾はつが野学園 和泉市はつが野六丁目45番1号 同 榎尾学園 同 仏並町207番地の1	和泉市立南松尾はつが野学園 和泉市はつが野六丁目45番1号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。